

高知県教育委員会 会議録

令和3年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和3年8月17日(火) 13:30

閉会 令和3年8月17日(火) 15:27

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	菅谷 匠
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	小笠原直樹
〃	教職員・福利課長	中平 貢正(報告第1号、付議第1号及び第2号のみ)
〃	幼保支援課長	田中 健(付議第5号及び第6号のみ)
〃	小中学校課課長補佐	益永 美佳(付議第3号のみ)
〃	高等学校課長	濱川 智明(報告第1号のみ)
〃	特別支援教育課長	高橋 信司(報告第1号、付議第3号及び第4号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	北村 朋理(会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	8月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第6号は、法人事業者の事業活動情報で当該事業者の利益を害する情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第6号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 令和4年度高知県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科書の採択について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

弥勒委員	点字教科書は(他の教科書より)2桁以上値段が高いがこれは公費で賄われるのか。
事務局	高等部の教科書については全て就学奨励費で賄っており、自己負担はない。
弥勒委員	対象としてはどのくらいか。
事務局	今年は1名と聞いている。
平田委員	教育委員会へあがってきた各校の教科書の採択の中で、教育委員会事務局として学校を指導したということはあったのか。
事務局	報告書の中の文言の修正はあったが、特に大きく指導するという事はなかった。
平田委員	学校設定科目について、先日、ある学校がぶどうを採りワインを作るといった新聞記事を見た。記事の中で授業の一環で4名が参加したと書いてあったが、夏期休業中に授業を設定するのであれば教育委員会事務局に届け出て、履修者全員が参加するようにしないと授業の一環にならないと思う。あるいは何という教科科目で授業に認定しているのか。
事務局	報道では授業となっていたが、インターンシップのような、体験学習の一環として、希望した生徒が施設での実習に参加をしたと捉えている。
平田委員	学校設定科目として履修することには一定のルールがあると思う。この資料2-1では、学校設定科目はたくさんあると思うが、私の考えている学校が入っていない。学校認定でやっているのであればここに載ってこないといけませんが、どういう教科書でやっているのか、年間指導計画がしっかり出されているのか。裁量権は学校にあると思うが、教育委員会事務局として把握しておかないといけない。3年生になれば大学、企業へその調査書が出る。この科目はどのような科目で実施されたか聞かれたときに、使っている教科書が分からないということは不安に思う。きちんと教育の中身を把握しておいてもらいたい。
事務局	事務局としても把握していく。
永野委員	別紙1(A3資料)の3ページの一覧の見方について、「公共」は新たな教

	<p>科書ということで、703と704で教科書会社が2列あるが、これはグレードの差なのか。同じ教科書会社で2つある。また、縦の網掛けはどういう意味か。</p>
事務局	<p>703と704についてはグレードの差である。網掛け部分は各学校で採択されたものの中で一番多いところである。</p>
永野委員	<p>「公共」に関するグレードの差はどういったものか。</p>
事務局	<p>取り扱う内容の分量が少ないと聞いている。</p> <p>また、先ほどの学校設定科目について補足させていただく。学校設定科目を設定するにあたっては、設置届出書と年間指導計画を出してもらう。もし年間指導計画に変更が生じた場合には改めて計画書を提出するよう学校に求めている。今回の資料の中には、学校設定科目の全ては載っていないが、学校設定科目の中には学校作成テキストや使用済みの検定教科書を使用するケースもあり、それに関しては今回の資料には載せていない。その場合については教育委員会事務局から事前に各学校に連絡をとり、それが適切かどうか確認している。今回は資料が膨大になるということと、名称が学校作成テキストということから、資料からは省いている。</p>
平田委員	<p>学校設定科目を置いて、文部科学省の検定済みの教科書を使い授業することは学校設定科目になるのか。そこを説明できるようにしてほしい。1つの教科科目が6単位や7単位など置いているものもあると思うので、テキストを作って授業していると推測しているが、ここに出てこないのはなぜかと思った。そこは調べて説明ができるようにしておいてほしい。</p>
事務局	<p>しっかり確認させていただく。</p>
弥勒委員	<p>教科書を選ぶときに、それぞれの学校のレベルやポリシーなど、何を優先するかの考え方があり、それをこの膨大な選択肢の中から選んでいると思うが、それぞれの教科書の特徴をまとめた一覧のような、学校が選びやすくなるような整理された情報というものは文部科学省で統一的に作成され各学校に提供されているのか。</p>
事務局	<p>国から具体的に示されるものではなく、教科書選定委員会において、各教科によって決まっている選定委員で授業に合った、それぞれの教育課程に合った教科書を選んでいる。</p>
弥勒委員	<p>そういった比較のための調査はそれぞれの学校でやらなければいけないのか、県単位なのか。国が一括して整理された情報提供するものなのか。</p>

事務局	国は作成はしていない。高等学校課でも研究はするが、各学校で研究していただいている。
教育次長	参考資料1がそれに相当する、教育委員会事務局で調査したものだが、実際このくらいの概要では、各学校で選定するにあたってはもう少し精緻な調査が必要になる。
弥勒委員	参考資料1は高知県が作成したものか。
事務局	高等学校課でまとめたものである。各学校でまとめたものについては教育委員の机上にあるファイルに示している。
弥勒委員	全国の学校において共通の選択肢になっているものを各学校や各県単位で同じことをするのは不合理だと思った。上の組織が必要な情報を提供してくれば各県や各学校の負担も減るのでは。
事務局	高等学校の場合、普通科や進路で様々な違いがある。進み具合や単位数も違ってくるためそれぞれの特色にあった選定が必要になる。
永野委員	国から来ているのはこの教科書目録だけ。教科書については、戦前の国定教科書で、国が決めたものをそのまま使うことがどれほど弊害をうむかという反省点から法律が生まれている。あくまでも使う側が責任をもつということが前提。
教育長	各都道府県教育委員会の話の中では、教科書の特徴についての調査研究は、国でまとめた方がいいのではという話は出ているが、学校での作業は変わらない。教育委員会事務局での作業は47都道府県で統一することはできるかもしれないが、学校は自校の教育課程や生徒の状況、進路に合わせて選定しないといけない。
永野委員	こういう特徴があるなど、配慮して作成している。教育委員会事務局の仕事の中でも膨大な業務量だと感じている。
教育次長	この作業については各県、各学校で膨大だという問題意識はある。国が概要をつくることはそんなに難しいことではなく、やろうと思えばできない話ではないと思う。学校での作業は、教科書を選んでいるだけではなく、教科書を用いて来年度どういった教育を行っていくのか、それは教員一人一人が各学校で決めなければならないもの。ただ選んでいるだけというよりは、具体の中身がどういったもので、教育課程編成をどうやっていくのか、その議論だと思う。だからこそ、概要資料だけ読んでこれが良いという選び方ができず、こういう

弥勒委員	やり方が残っているのだと思う。
教育次長	それぞれの対象となる教科書は、教育委員会事務局で集めて分担し読んで資料を作成しているのか。
弥勒委員	事務局の作業は共通化してもいいと思うが、学校がしっかり読み込んで決めたものを最終的に事務局が決定するため、決定する側が概要だけを読んで決定することについて、しっかり精査ができているのか、設置者の目線で見ているのかと問われたときに、結局その部分の知識はつけておかないといけない。今年度も作業をできるだけ省力化できないか担当課でも考えてもらったが、結局はしっかり精読をして、設置者としても学校からあがってきたものを責任をもって決められるくらいの専門性は担保しないとイケないということになった。
弥勒委員	国の守備範囲と自治体の守備範囲の線引きをどうするかという話だと思った。近い将来、人工知能が自動的に比較表みたいなものを作ってくれるような時代になれば楽だと思う。

【付議第1号 令和4年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

永野委員	別紙の5『主幹教諭については、』の前に『特に』という言葉が入っており、これについての論議があったと思うが、その背景を聞きたい。
事務局	各人事主管課のチーフとたたき台を作るにあたり、小中学校は主幹教諭について拡充というよりも、配置等は検討する必要がある。また、県立学校については、振興計画にもあるように、年間2校程度ずつ増やしていくということもあり、拡充という言葉より、効果的な配置に努めるという文言にした。そのように整理していく中、主幹教諭の役割をもっと明確にするべきということで『特に』という言葉に直し整理した。
永野委員	主幹教諭の役割についてはもっとブラッシュアップするという論議があったという理解でよろしいか。
事務局	そうである。
平田委員	主幹教諭だけここまで書く必要があるのか。努めるという表現と、別紙の6は『配置を行う』とあり、その意味合いについて、議論されている

	<p>のか。全体としては、教育課題について解決するための人事異動方針なのでいいと思うが、加筆して文書が重くなり、教職員がスムーズに取り入れられるのか。来年度からは削りながら付け加えないといけない。すっきり分かるような方針であれば、みんなが目を通して読んでいただけたらと思う。</p>
事務局	<p>事務局の中でも項目が多くなりすぎているという議論はあった。特に管理職のところは、毎年付け加えているところもあり、来年度からはシンプルにまとめるようにしていきたい。言葉の使い分けについても、意識した文言にするように修正を加えていく。</p>
教育長	<p>全体的に、誤解のないよう、より分かりやすく正確にしていこうという意識の現れではあるが、見直しもしていきたい。主幹教諭については、いかに効率的に配置していくか、近年の主幹教諭の配置によって重要性や効果が認知されてきた。いかに成果を上げながら配置していくかということになるため、ここは努めるという言葉が正しくなる。全体的に文章が多くなってきているので、来年見直しをしていく必要がある。</p>
永野委員	<p>義務教育ベースでの話になるが、資料別紙の4は近年組織的な動きができてきたという、校長としてのありようを強く求めてきたという背景があると思う。あれもこれもとちりばめられると、何を切り取って自分のものにするか大変なことだと思う。平田委員のご指摘も分かるが、一つ一つ念押ししてもらいたいという思いはある。『特に』ということに気にしたのは、主幹教諭の役割は組織運営するにあたって大事だと思ったため、そういった配置も頑張ってもらいたい。</p> <p>また、資料別紙の6と9に関して、新規採用教員が増えて現場も体力的にしんどいとも聞かすが、新規採用の教員の異動は5年に限っていないのか。</p>
事務局	<p>一定規模のある学校に続けて新規採用教員が入ってくるとなると、あまりにも若返りが急激になりすぎてしまうため、新採においては2～3年、早い場合には、教科のバランスで1年で異動ということもある。</p>
永野委員	<p>5年に限らず、柔軟に新採の成長を見て対応しているということか。</p>
教育長	<p>5年経ったら遅くても異動するというのか5年はいるということか。</p>
事務局	<p>5年は目安である。そこで成果を上げてからのキャリアアップということで、5年はかかるだろうという考え方。</p>
弥勒委員	<p>一般企業だと、管理職とスペシャリスト、2つの路線があるということがよくある例である。管理職としての自覚を持ちとあるが、適性を見極めて、教員の適正あるいは希望によって、そういう複数の路線を用意するよ</p>

事務局	<p>うなことはどこかに書かれているか。また、県内の異動では西と東とでかなり距離があり、子育てや介護など、様々な事情があると思うが、そういったことへの配慮はあるのか。</p> <p>キャリアについては、民間企業のようなスペシャリストなど職種の違いを明確には示せていない。実態として、校長まで上がる年代では、管理職を目指す者、現場に立ちたい者に分かれる。異動の配慮については、異動希望調書で、管理職が各教員の状況を確認した上で異動に臨む。家族の介護や子育てのことは十分配慮している。異動が広域になることについては、資料別紙の1に配慮するとあるが、人事の配置の定数などもあるため、本人からの希望に対応し切れない場合もあるものの、できるだけ配慮するよう広域も含めて協議している。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長 各委員 教育長	<p>【質疑等なし】</p> <p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第2号を原案のとおり議決する。</p>
-------------------	--

【付議第3号 県立中学校において使用する教科用図書(社会 歴史)の採択に関する議案 (小中学校課)】

○小中学校課課長補佐 説明

○質疑

教育長	<p>追加された出版社の教科用図書は、各学校の意見と業務量や作業量を踏してまで採択替えを行う優位性がなかった。</p>
弥勒委員	<p>9ページの学校の現状と課題について、社会科についての基礎的・基本的な知識・理解が不足しているとあるが、これは何に基づいてこういった傾向が分析されているのか。</p>

事務局	学力調査等や各学校に聞き取りを行った。
教育長	自校の社会科としてはこういう状況であると学校側が判断しているのか。
事務局	そうである。学力調査については、それに関する資料の提出はなかったので、事務局が書き添えたものもある。
永野委員	客観的に見た場合に、今軌道に乗っているカリキュラムを変えてまで追加された出版社の教科用図書を選ぶ必要がないということか。
教育長	今回は替えることができるということ。替えなければならないではなく、新しく検定を通った社会の教科書があるので、それをもう一度検討することができるということ。
永野委員	スルーする県教委もあるのか。
事務局	あるかもしれないが、検討しないことについて教科書会社から聞かれた場合、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から説明しづらい。
町田委員	こういった途中で検討することは珍しいのか。
事務局	そうである。
教育長	出版社も検定の合格が遅れると、営業的な部分でも不利になるため、採択年度に教科書の発行を間に合うようにしている。
町田委員	遅れた理由は何か。
教育長	検定が通らなかった。文部科学省からの修正の指示に対する修正が間に合わなかった。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採
 択に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

弥勒委員	様々な障害を持っている生徒のための教科書ということで、新しい情報技術を活用することが大きな効果を発揮するのではと思う。例えば、視覚障害であれば聴覚などを十分活用する形で、情報技術を駆使するといったことは考えられているか。
事務局	盲学校については、パソコンで読み上げるソフトがある。今後、デジタル教科書も普及してくると思うので、読み上げが非常にやりやすくなると思う。
弥勒委員	デジタルの点字のような、技術は進歩しているので、そういったことのスタートアップがあってもいいのではないか。
事務局	点字で学習している生徒について、デジタルで学習する場合はテキストデータを物理的に打ち出してくれるピンディスプレイという装置があり、デジタルの点字を触読して学習する生徒もいる。
平田委員	別紙1の発行者番号17の『中学社会歴史 未来をひらく』は、先ほどの付議第3号の別紙に出てきたものと同じだと思うが、教科書の中身は同じでもそれぞれ障害に応じた内容で学びやすい形式に作られているのか。
事務局	教科書自体は同じ。
平田委員	点字図書や拡大図書の発行が予定されているということか。
事務局	点字図書がないと点字使用の生徒が使用できないため、視覚障害特別支援学校では、点字図書や拡大図書の発行が予定されているものが選ばれている。
平田委員	同じ教科書で、それぞれの障害種別の生徒が使えるか心配していた。
弥勒委員	一人一台端末が普及している中で、デジタル教科書の音声読み上げや場合によっては点字でという選択肢は、現在特別支援学校の生徒が入手可能な環境なのか。
事務局	盲学校ではすでにそういった形で使用できている。
教育長	音声読み上げソフトについては、25年ほど前から盲学校と高知県内の全国的にも優秀な開発企業とが連携してソフトの開発などを研究したものが使われたりしてきていると思う。

教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第5号 高知県幼保連携型認定こども園審議会委員の委嘱議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 私立の幼稚園の設置の認可に関する議案 (幼保支援課)】

○幼保支援課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第6号

原案どおり議決